

第4章

特別支援教育を推進する体制の整備・充実

- 1 専門性の高い教員の確保・育成
- 2 学校や区市町村に対する総合的な支援体制の充実
- 3 関係機関等との連携強化及び特別支援教育の理解促進

1 専門性の高い教員の確保・育成

これまでの取組

- 特別支援学校及び小学校、中学校に勤務する教員を対象に、特別支援学校教諭免許状の取得を促進するための取組を実施
(教育職員免許法認定講習^{※52} (特別支援学校教諭二種免許部門) の拡充等)
- 特別支援学校と小学校、中学校間での教員の人事交流を促進し、特別支援学校の持つ特別支援教育の専門性を他校種で活用していくことを推進
- 全ての教員が特別支援教育の理解を深めるため、幅広い職層や経験に応じた研修を実施

施策の考え方

- 障害のある幼児・児童・生徒の能力や可能性を最大限に伸長するためには、特別支援教育に係る指導や支援について、十分な知識とノウハウを持った教員を計画的に配置・育成する仕組みの構築が必要

今後の施策の展開

- (1) 大学等と連携した質の高い人材の養成・確保と教員の柔軟な配置
特別支援学校教諭免許状の取得促進、異校種間人事交流の促進 等
- (2) 専門性の向上に向けた研修の充実と研究活動の活性化
特別支援教育に関する研修の充実 等

(1) 大学等と連携した質の高い人材の養成・確保と教員の柔軟な配置

具体的な取組

① 東京教師養成塾等を活用した人材養成

教員を目指す高い志を持った学生を早い段階から実践力に富んだ人材に養成していくことは、優秀な教員を確保していく上で重要であることから、都教育委員会は、平成 16 年度に「東京教師養成塾」（以下「養成塾」という。）を開始しました。社会の変化や児童・生徒及び保護者の願いを的確に捉えられるよう、豊かな人間性と実践的指導力を兼ね備えた人材を学生の段階から養成し、平成 28 年度までに、約 1,500 人を都内公立小学校及び特別支援学校へ輩出しました。

特別支援教育への理解は全ての教員にとって必要なものであることから、養成塾に設置する「小学校コース」及び「特別支援学校コース」では、特別支援教育への理解を深めるための講座や特別教育実習を実施しています。

障害のある児童・生徒の増加傾向を踏まえると、今後も特別支援教育の知識と能力を備えた人材を養成していくことが不可欠であり、引き続き、養成塾における人材養成の中で、特別支援教育への理解を深める取組を実施していきます。具体的には、「小学校コース」では、特別支援学校の参観や発達障害教育を含む特別支援教育に関する講義・演習を行い、小学校の教員を志す学生の特別支援教育への理解を深めます。

「特別支援学校コース」では、特別な支援を必要とする児童・生徒に対する様々な場面での適切な支援の方法、個別指導計画の作成、個別指導計画に基づく授業実践、障害の特性に応じた教材や指導法の工夫等、実践的な指導力の向上等を図ります。

また、東京都公立学校教員採用候補者名簿の登載者を対象として実施している採用前実践的指導力養成講座^{※53}において、特別支援教育に関する講義等を通じて、教員として採用予定の者の理解を促進します。

② 教員養成系大学等との連携による発達障害教育の推進

教員養成系大学等に都教育委員会の指導主事等を派遣して行っている講義において、発達障害教育に関する内容を盛り込むことで、教職を目指す学生に対する理解啓発を図ります。

あわせて、教職課程を持つ大学等の実情を把握するとともに、「小学校の教職課程学生ハンドブック」における発達障害教育に関する記述を充実して情報提供していきます。

また、教員養成系大学等から、発達障害に関する教育カリキュラムの開発等の

要請があった場合には、都教育委員会として積極的に支援していきます。

③ 特別支援学校教諭免許状の取得促進

教育職員免許法（以下「免許法」という。）には、特別支援学校の教員は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭免許状（以下「幼・小・中・高の免許状」という。）及び特別支援学校教諭免許状を有していなければならないことが規定されていますが、当分の間、幼・小・中・高の免許状を有していれば、特別支援学校の相当する各部（幼稚部・小学部・中学部・高等部）の教諭になることが可能となっています。

都教育委員会では、教員の特別支援教育の専門性を向上する観点から、東京都特別支援教育推進計画において、免許法認定講習（特別支援学校教諭二種免許部門）の拡充等により、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状の取得を促進してきました。また、免許法上、その保有が要件となっていない小学校、中学校の特別支援学級担当教員についても、同様の観点から、免許状の取得を促進してきました。

今後も、継続的に特別支援学校教諭免許状を保有した専門性の高い教員を確保していくため、以下のとおり、教員の免許状の取得を促進します。

ア 特別支援学校教員の免許状の取得促進

これまでの取組により、特別支援学校教員の免許状保有率は、平成 14 年度の約 50%から、平成 27 年度には約 65%まで向上しましたが、全国と比較するといまだ低い割合であり、今後も、特別支援学校教員が、在籍校の障害種別に対応した領域の免許状を取得するよう促進していく必要があります。

このため、免許法認定講習を夏季休業期間中に開講し、免許状の授与に必要な単位修得の機会を確保するとともに、同講習の定員をこれまで以上に増やすことで、より多くの教員が講習を受講できるようにします。また、教員が勤務時間外を活用して、免許法認定通信教育^{※54}を受講し、免許状を取得できた場合に受講費用を補助することで、免許状取得のインセンティブを与える取組を実施していきます。

加えて、勤務校において、免許状を取得していない教員の単位修得の状況を把握した上で、認定講習及び認定通信教育を活用した単位修得計画を立てることにより、免許取得までの進行管理を行うなど、教員の免許状取得につながる取組を実施していきます。

イ 特別支援学級担当教員の免許状の取得促進

特別支援学級担当教員の免許状保有率は、平成 27 年度において、小学校では約 30%、中学校では約 21%にとどまっています。

特別支援学級に在籍する児童・生徒数は近年、大幅に増加しており、障害者差別解消法の施行等により、小学校、中学校においても特別な支援や合理的配慮の適切な提供へのニーズが高まる状況の中にあつて、特別支援学級担当教員は、小学校、中学校における特別支援教育の重要な担い手となります。このため、特別支援学級担当教員の専門性の確保は、学校全体の特別支援教育の充実に関わる喫緊の課題であるといえます。

このことから、免許法認定講習の定員を増やして、より多くの教員が講習を受講できるようにするとともに、特別支援学校教諭免許状を保有していない教員に同講習の受講を促すよう、区市町村教育委員会や特別支援学級設置校の管理職への積極的な働き掛けを行うなどして、特別支援学級担当教員の免許状の取得を促進していきます。

④ 特別支援学校教諭免許状保有者の積極的な活用等

小学校、中学校に勤務する教員のうち特別支援学校教諭免許状を保有している教員は、平成28年5月1日現在、小学校教員の7.0%に当たる1,806人、中学校教員の2.2%に当たる322人となっています。免許状を保有する教員は一定程度いるものの、これらの教員について、学校内における教員配置上の理由等から、必ずしも特別支援学級担当教員として配置及び活用されていない状況があります。

小学校、中学校における特別支援教育の充実に図っていくためには、特別支援学校教諭免許状を保有している小学校、中学校の教員を、積極的に特別支援学級担当教員として配置し、その専門性を有効に活用していくことが求められます。

このことから、都教育委員会は、特別支援学校教諭免許状を保有する教員、免許状取得促進の取組により新たに免許状を保有した教員及び免許状を保有する新規採用教員を、区市町村教育委員会が各小学校、中学校において特別支援学級担当教員として積極的に活用していくことを支援していきます。

また、特別支援教育に対する意識が高く、特別支援教育に必要な資質と能力を持った教員を確保するため、小学校、中学校の特別支援学級（特別支援教室を含む。）の教員について、公募人事を実施していきます。

⑤ 異校種間人事交流の促進

都教育委員会では、教員に異なる学校種別での勤務等の多様な経験を積ませ、全ての学校における特別支援教育の推進、児童・生徒の発達段階に応じた教科指導及び生活指導等の継続性の確保を図り、児童・生徒一人一人の潜在能力を引き出し、「生きる力」を一層育む教育の充実に図る必要性等から、期限付きの異校

種間人事交流を開始しました。具体的には、平成 24 年 4 月 1 日から小学校、中学校と特別支援学校間で、平成 25 年 4 月 1 日から都立高校等と特別支援学校間での人事交流を開始しています。

小学校、中学校及び都立高校等の教員が特別支援学校に配置されることで、特別支援教育に係る専門性の高い様々な知識と経験を得ることができ、小学校、中学校及び都立高校等に戻った後は、地域の特別支援教育を推進する役割を担うことが期待されます。

また、特別支援学校の教員が、小学校、中学校及び都立高校等に配置され、特別支援教育の専門性向上を担う教員として活用されることで、各学校の特別支援教育への理解を深め、他の教員の指導力向上を図ることが可能となります。さらには、小学校、中学校及び都立高校等に配置された特別支援学校の教員が、様々な事例を学び、指導力を発揮することで自らの専門性を高めるとともに、特別支援学校に戻った後には、特別支援学校の教育力の向上に貢献することが可能となります。

こうしたことから、今後、異校種間の人事交流を一層促進することで、異なる学校種を経験する教員を増やしていきます。

(2) 専門性の向上に向けた研修の充実と研究活動の活性化

具体的な取組

① 指導教諭を活用した教員全体の専門性の向上

教員全体の指導力や専門性の向上を図るため、高い専門性と優れた指導力を有する教員の職として、平成 25 年度から指導教諭の職を設置し、都立学校においては平成 29 年度までに、区市町村立学校においては平成 30 年度までに計画的に任用していくこととしています。

指導教諭は、校種や教科ごとに任用されており、模範授業等を通じて他校の教員に自らの指導技術を普及させています。それを受けて、模範授業等に参加した教員は、学んだ指導技術を校内 O J T 等で他の教員に広めています。

今後、特別支援学校の指導教諭が実施する模範授業等について、小学校、中学校など他校種の教員も参加できるようにします。このことにより、特別支援学校のみならず、都内公立学校全体における特別支援教育の指導力を高めていきます。

② 特別支援教育に関する研修の充実

特別支援教育の理念や現状を理解し、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対する教員一人一人の指導力の向上を図るため、特別支援教育に関する研修

を充実していきます。

ア 特別支援教育コーディネータースキルアップ研修の充実

東京都特別支援教育推進計画による取組により、幼稚園の約9割、特別支援学校、小学校、中学校及び都立高校等では全ての学校で特別支援教育コーディネーターの指名と校内委員会の設置を完了し、特別支援教育を推進する基盤を整備してきました。

特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、必要な知識及び課題解決の手法や、関係者間の調整を図りながら具体的な支援策を実行できる能力を備えることが求められます。

東京都教職員研修センターでは、特別支援教育コーディネーターに指名された幼稚園、特別支援学校、小学校、中学校及び都立高校等の教員を対象に、校内委員会の効果的な運営、関係機関との連携、幼児・児童・生徒一人一人に対する指導内容・方法等の修得を図るため、特別支援教育コーディネータースキルアップ研修を実施しています。また、本研修を通じて、近隣の区市町村や学校の特別支援教育コーディネーター同士の結び付きを促進し、研修後も相互に協力できる体制づくりを併せて図っています。

今後も、特別支援教育コーディネーターが学校内の特別支援教育の推進の中心的な役割を果たしていくため、幼児・児童・生徒の障害特性に応じた具体的な演習等を研修に取り入れるなど、研修内容の更なる充実を図っていきます。

イ 高等学校特別支援教育コーディネーター研修の実施

【関連：第2章-2-(1)-⑤ (p108)】

都立高校等の特別支援教育コーディネーターは、比較的経験年数の浅い教員が多く、毎年担当者が変更となることも少なくありません。

このことから、発達に課題のある生徒やその保護者のニーズに応じた支援策を推進できる能力のスキルアップを図ることを目的とし、都立高校等の教員を対象とした高等学校特別支援教育コーディネーター研修を継続して実施していきます。具体的には、今後も、特別支援教育コーディネーターに新たに指名された教員に必ず研修を受講させることとし、講義や実践事例を通して都立高校等における特別支援教育推進上の課題の明確化や障害特性に応じた支援策の構築への理解を深めていきます。

ウ 職層研修等の充実による全ての教員の特別支援教育の理解推進

全ての学校において特別支援教育を充実させるためには、全ての教員が特別支援教育の理解を深めることが必要です。

職層研修や経験年数に応じた必修研修の受講により、各教員がキャリアの節目において、特別支援教育の最新の動向等を含めた有益な情報を獲得し、それ

それぞれの教育現場で活用していくことが望まれます。

このことから、今後も、職層研修等を計画的に実施するとともに、特別支援教育に係る研修内容の更なる充実を図っていきます。

③ 小学校、中学校教員対象の特別支援教育に関する研修の充実

小学校、中学校教員の専門性の向上を図るため、東京都教職員研修センターにおける特別支援教育に関する研修を充実するとともに、区市町村教育委員会においても、それぞれの地域における課題に応じた研修を工夫して実施してきました。今後、特別支援学級担当教員の専門性を高めることに加え、通常の学級の教員の特別支援教育の理解を更に深めていくことが求められます。

東京都教職員研修センターが実施している「都教委訪問」では、都内公立学校や区市町村教育委員会等からの申請を受けて、都教育委員会の指導主事等を派遣し、学校経営上の諸課題の解決を支援しています。

特別支援教育を課題としている学校等に対しては、小学校、中学校教員の特別支援教育に対する理解を深めるため、区市町村教育委員会の方針や課題を踏まえた効果的な指導・助言を行っていきます。

また、特別支援学校のセンター的機能の発揮により、特別支援教育コーディネーターを中心とした地域の小学校、中学校への研修を更に充実させていきます。

加えて、異校種間人事交流により、小学校、中学校から特別支援学校への異動を経験した教員が、小学校、中学校に戻った後、各地区や各学校における特別支援教育のリーダーとなるよう、配属された特別支援学校におけるOJTの充実等により、育成に努めます。

④ 島しょ地域の教員の専門性向上への支援【関連：第2章-2-(1)-⑥ (p108)】

島しょ地域の小学校、中学校の特別支援学級には、障害のある児童・生徒が一定数在籍しており、島外の小学校、中学校と同様、島しょ地域における特別支援教育の充実を図っていく必要があります。

しかしながら、島しょ地域には特別支援学校がなく、センター的機能の発揮による支援が受けられないことや、学級規模が小さく、教員数も少ないため、特別支援学級の授業等に特化した研修の実施が難しくなっています。

また、特別支援教育を担う教員が人事異動により島外の学校に異動した場合、専門性が継承されにくいことや、学校間の教員同士の情報交換が行いにくい状況があります。

このような島しょ地域における特有の事情を踏まえて、島しょ地域の特別支援教育の充実を図るため、都教育委員会による組織的な支援体制を整備します。具

体的には、東京都教職員研修センターが毎年度実施している「都教委訪問（島しょ教育研修）」の際に、訪問する指導主事が特別支援教育に関する研修を行い、島しょ地域の全ての小学校、中学校において、特別支援教育の専門性の向上を図るための機会を確保します。指導主事の訪問時には、授業への指導・助言や授業研究及び教員同士の協議、指導主事の講義、教材の提供等、特別支援教育に関する個別の教育ニーズに応じた支援を展開します。

また、本研修には、特別支援学級担当教員だけでなく、各教育庁出張所の指導主事や町村教育委員会の就学相談担当者等の参加を促し、島しょ地域全体の特別支援教育の充実を図っていきます。

⑤ 特別支援学級の専門性向上に向けた支援

【再掲：第2章-1-(1)-④ (p94)、関連：第4章-2-(2)-①-ア (p160)】

⑥ 区市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事及び特別支援学級設置校管理職の専門性向上への支援

各区市町村では、教育委員会に配置された特別支援教育担当指導主事が中心となり、自治体ごとに立案する研修等の計画に基づき、小学校、中学校の通常の学級や特別支援学級の教員を対象とした研修等を実施しています。

しかしながら、特別支援学校や特別支援学級での勤務経験を持たない指導主事も多く、特別支援教育の専門性の向上を図るためには、全都的な立場から、都教育委員会が支援する必要があります。

このことから、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画における取組では、特別支援教育担当指導主事連絡協議会の年間開催回数を増やし、特別支援教育に関する施策の説明や周知等に加えて、各区市町村における研修等の在り方の協議や情報交換を行うなど、内容の充実を図りました。また、平成27年4月の東京都教育庁の組織改正により、特別支援教育に関する事務を独立させ、特別支援教育についての指導行政の強化を図っています。

今後も、都教育委員会の関係部課に配置された指導主事との連携を一層強化し、特別支援教育担当指導主事等連絡協議会の実施内容及び方法を工夫するなどして、区市町村の担当指導主事の専門性の向上を図ります。

あわせて、特別支援学級設置校の管理職が、特別支援学級担当教員への指導・助言を適切に行うことができるよう、教育課程に関する説明会等を活用して、特別支援教育に関する知識を高めるための支援を行っていきます。

⑦ 東京都教職員研修センターによる教員の授業づくり等の支援

東京都教職員研修センターでは、授業力向上を目指す学校や教員を対象に、授業づくりの支援のための電話、ファクシミリ、メール又は来所による相談や資料提供を行っており、特別支援教育に関する相談にも対応しています。また、平成26年度から、教育資料閲覧室の土曜開室日に合わせた相談業務を実施しています。

特別支援教育に関わる教員からの相談件数は増加傾向にあることから、引き続き、本事業の教員への周知を図るとともに、所蔵する資料や支援内容の充実に努めていきます。

⑧ 特別支援学校における大学・専門家・塾との連携による授業改善支援

大学や外部専門家の専門的な知見を授業改善に活用することは、障害に応じた指導が必要となる特別支援教育において有効であるため、特別支援学校においては、大学教授等の学識経験者を学校運営連絡協議会の委員に委嘱したり、校内研修を活用して、専門家から指導・助言を得て授業改善を図ったりしています。

今後も、教員一人一人が授業改善等に関する知識・技能を身に付けることができるよう、大学等の研究機関等の協力を得て、年間を通じて定期的・継続的に専門家から授業改善に関する指導・助言を受ける機会を工夫・充実させるとともに、進学を希望する児童・生徒への進学指導の充実のため、新たに学習塾と連携した授業改善の導入を検討します。

⑨ 教員による特別支援教育に係る研究活動の活性化

東京都教職員研修センターでは、教員が組織する学校教育に関する研究団体による研究の成果を普及し、都の全ての教員が共有できるようにするため、東京都教職員研修センター教育研究普及事業を実施しています。

この事業の対象となっている研究団体は、研究会等への指導主事等の派遣、東京都教職員研修センターホームページにおける研究会等の紹介、研究成果の普及支援のための経費等の支給等の支援を受けることができます。平成28年度現在、障害種別等に応じ、特別支援教育に関する九つの団体が本事業の対象団体となっているところです。

教員の自主的な研究活動を活性化することは、全ての学校における特別支援教育の充実や全ての教員の指導力の向上につながることから、引き続き、研究活動への支援を実施していきます。

また、障害のある児童・生徒が、芸術活動を通じて自己実現の場を広げていくことができるよう、美術や音楽の教科指導等を充実していくために、特別支援学校におけるそれぞれの教科担当の教員の研究活動の活性化を促進していきます。

年次計画

専門性の高い教員の確保・育成

項 目		年 次 計 画			
取組分野	個別事業	29年度	30年度	31年度	32年度
(1) 大学等と連携した 質の高い人材の 養成・確保と教員の 柔軟な配置	① 東京教師養成塾等 を活用した人材養成	教師養成塾の充実、採用前実践的指導力養成講座の活用			
	② 教員養成系大学等 との連携による発達 障害教育の推進	発達障害教育に関する学生への理解啓発、情報提供 大学等からの要請に基づく支援の実施			
	③ 特別支援学校教諭 免許状の取得促進	認定講習等による免許状の取得促進 ・認定講習の 定員拡大			
	④ 特別支援学校教諭 免許状保有者の積 極的な活用等	特別支援学級への免許状保有者の配置への支援 特別支援学級の教員の公募人事の実施			
	⑤ 異校種間人事交流 の促進	人事交流の促進による特別支援教育に係る専門性の向上			
(2) 専門性の向上に 向けた研修の充 実と研究活動の 活性化	① 指導教諭を活用し た教員全体の専門 性の向上	実施方法の検討	指導教諭の活用による小学校、中学校など 都内公立学校全体の専門性の向上		
	② 特別支援教育に関 する研修の充実	特別支援教育コーディネータースキルアップ研修、高等学校特別支 援教育コーディネーター研修、職層研修等の実施			
	③ 小学校、中学校教 員対象の特別支援 教育に関する研修 の充実	都教委訪問、センター的機能、異校種間人事交流等の活用			

項 目		年 次 計 画			
取組分野	個別事業	29年度	30年度	31年度	32年度
(2) 専門性の向上に向けた研修の充実と研究活動の活性化	④ 島しょ地域の教員の専門性向上への支援	「都教委訪問(島しょ教育研修)」の実施を通じた専門性の向上			
	⑤ 特別支援学級の専門性向上に向けた支援	区市町村教育委員会との連携の下、重点支援校の特別支援学級への継続的・計画的な支援を実施 ・実施の手引作成 (6地区で実施) (18地区で実施) (36地区で実施) (53地区で実施)			
	⑥ 区市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事及び特別支援学級設置校管理職の専門性向上への支援	連絡協議会、教育課程説明会等の充実による専門性の向上			
	⑦ 東京都教職員研修センターによる教員の授業づくり等の支援	特別支援教育に関する教員からの相談対応、所蔵資料等の充実			
	⑧ 特別支援学校における大学・専門家・塾との連携による授業改善支援	大学・外部専門家との連携による授業改善			
		塾との連携の検討		検討に基づく授業改善支援策を実施	
	⑨ 教員による特別支援教育に係る研究活動の活性化	教育研究普及事業による研究活動の活性化 美術・音楽の教科指導充実のための研究活動の促進			

2 学校や区市町村に対する総合的な支援体制の充実

これまでの取組

- 特別支援学校の学校経営診断の実施により、外部有識者等による学校の特色ある教育内容に関する評価を行うことで、校長の学校経営を支援
- 特別支援学校のセンター的機能の整備・充実に従い、小学校、中学校や区市町村教育委員会等の要請に応じた巡回相談の実施等により、特別支援教育の充実に支援
- 就学相談に加え、情報提供や理解啓発及び関係機関との連絡調整等の機能を併せ持つ「東京都特別支援教育推進室」を設置し、全都的な視野に立って特別支援教育を充実・発展

施策の考え方

- 多様な役割を担う教職員が、一丸となって障害のある幼児・児童・生徒に対する指導・支援を展開するためには、様々な教育資源を有効に活用できる学校経営の推進が必要
- 障害のある幼児・児童・生徒が、障害特性や教育ニーズ等に即した学校に入学・進学するためには、特別支援教育に係る相談体制等の充実が必要

今後の施策の展開

- (1) 特別支援教育の充実に向けた学校経営力の向上
「チーム学校」の整備、学校経営診断の実施による学校経営支援 等
- (2) 特別支援教育に関する多様な支援機能の充実
センター的機能の整備・充実、合理的配慮の適切な提供に向けた支援 等
- (3) 特別支援教育に関する就学相談及び教育相談等の機能の充実
専門家チームの設置、就学相談担当者講習会の充実 等

(1) 特別支援教育の充実に向けた学校経営力の向上

具体的な取組

① 「チーム学校」の整備

都教育委員会は、平成 27 年 12 月の中央教育審議会の答申等の国の動きも踏まえて、平成 28 年 6 月に、学識経験者及び学校関係者を委員とする「東京都におけるチームとしての学校の在り方検討委員会」を設置し、都内公立学校における「教育の質の向上」に向けた多様な人材の在り方及び校長・副校長を中心とする、多様な人材を活用した学校組織運営の在り方について検討を進めています。

平成 28 年 10 月に公表された本検討委員会の中間のまとめでは、「チームとしての学校」が求められる背景として、複雑化・多様化する教育課題への対応や、国際的に見ても長時間にわたる教員の労働実態等を挙げています。複雑化・多様化する教育課題には、不登校・中途退学やいじめ、貧困対策のほか、発達障害を含めた特別な教育的支援を要する児童・生徒への対応等が挙げられており、都内公立学校における障害のある児童・生徒への専門性のある指導を展開していく上でも、「チーム学校」が求められるといえます。

中間のまとめでは、目指すべき「チーム学校」像として、これまでの教員を中心とした学校組織から、教職員が多様な専門家と連携・協働しながら対応していく新しい学校観への転換を掲げており、校長・副校長には多様な人材をマネジメントする力、教職員には多様な人材と協働して課題に対応する力、多様な人材にはチームの一員として能動的に活動する意識を備えることが期待されるとしています。また、チーム学校の実現に向け速やかに取り組むべき事項として、「教員の多能化による組織運営」から「多様な人材との協働による組織運営」へ、学校マネジメントの強化等の五つの項目が提言されています。

都教育委員会では、これまでも専門人材の活用や地域との連携・協働により、特別支援教育の充実を図ってきましたが、今後予定される本検討委員会の最終報告を踏まえて、特別支援教育の更なる充実を目指し、都内公立学校における「チーム学校」の実現に向けた取組を進めていきます。

② 特別支援学校における学校経営診断の実施による学校経営支援

都教育委員会は、平成 21 年度から特別支援学校における学校経営診断を実施してきました。

学校経営診断は、学校の経営状況を外部有識者や学識経験者等の外部委員と都教育委員会関係者で構成する「診断チーム」によって客観的に把握し、その診断結果を次年度以降の学校経営に反映するよう改善を促すとともに、学校ごとに行

われている特色ある取組を明らかにすることにより、特別支援教育の理念の実現と、保護者等の都民に特別支援学校に対する理解推進を図り、都民の期待に応える学校づくりに役立てていくものです。

平成 28 年度までに、特別支援学校 42 校において学校経営診断を実施し、各学校の特色のある教育実践の成果・実績等に関する評価を行い、校長の学校経営を支援してきました。

これまでの実施状況を踏まえて、新たに設定した「組織的な学校運営の取組」、「学習指導」、「生活指導」、「進路指導」、「危機管理」、「地域等の取組」の六つの診断項目に基づき、引き続き、全ての特別支援学校に対して、効果的な学校経営診断を実施していきます。

③ 東京都学校経営支援センターによる特別支援学校・都立高校等への支援の充実

東京都学校経営支援センターでは、管轄する特別支援学校と都立高校等の特別支援教育コーディネーターや進路指導担当者の連絡会を年 2 回程度実施し、都立高校等における特別支援教育の推進体制の向上を図っています。

発達障害の可能性があると考えられる児童・生徒については、特別支援学校及び都立高校等に一定程度在籍していますが、平成 27 年度から、その対応を学校経営計画に明記することとしており、各学校において、児童・生徒に十分な支援を行っていくためには、東京都学校経営支援センターによる継続的な支援が不可欠といえます。

このことから、特別支援教育コーディネーターの活用や進路指導担当者による進路支援等について、島しょ地域の高校を含めて、各センターが管轄する都立学校に先進的な取組等を紹介することで、教員の意識啓発を今後とも推進していきます。

また、都立学校等を会場に、特別支援学校の日頃の教育成果を広く都民や保護者に発表する場として、特別支援教育の理解促進に向けた行事を各東京都学校経営支援センター主催により毎年度開催し、特別支援学校と都立高校等の生徒の交流推進を図ってきました。これまでの取組により、保護者や一般都民の参加者数も年々増加傾向にあります。今後もこうした行事の開催を通して、特別支援教育の理解促進を図っていきます。

④ 情報ネットワークを活用した事務処理システムの開発による校務運営合理化

【再掲: 第 3 章-2-(2)-④ (p126)】

(2) 特別支援教育に関する多様な支援機能の充実

具体的な取組

① 特別支援学校のセンター的機能の整備・充実

【関連：第2章-1-(2)-②-ウ-(ウ) (p102)，第2章-2-(1)-③ (p107)，第2章-2-(2)-②-エ-(ウ) (p112)】

都教育委員会は、東京都特別支援教育推進計画において、特別支援学校と地域の小学校、中学校等との日常的な学校間連携による教育的支援と、各地域における教育、保健、医療、福祉、労働等の各分野の連携により、障害のある幼児・児童・生徒のライフステージに応じた適切な支援を目的として、地域性と専門性を兼ね備えたシステムである「エリア・ネットワーク」の整備を図ってきました。

具体的には、「エリア・ネットワーク」を有効に機能させるための拠点となる学校として、区立を含めた知的障害特別支援学校（小学部・中学部設置校）をセンター校に指定し、地域との連携強化に努めてきました。平成28年度現在、25のエリアを形成し、センター校を中心として、各障害教育部門を設置する特別支援学校（小学部・中学部設置校）がセンター的機能を発揮し、地域の小学校、中学校や区市町村教育委員会及び都立高校等に対して、巡回相談、研修会への講師派遣等の支援を行っています。

これまでの取組により、「エリア・ネットワーク」への地域における理解が進んだ結果として、特別支援学校への支援要請が増加しており、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター等による巡回相談の実施回数は増加傾向にあります。

今後も継続的に特別支援学校のセンター的機能を発揮して、地域における特別支援教育を支援していくことが求められます。

ア センター校とエリア内の区市町村との緊密な連携

【関連：第2章-1-(1)-④ (p94)、第4章-1-(2)-⑤ (p153)】

センター校は、エリア内の区市町村教育委員会等との連携により、乳幼児期から学校卒業後までの一貫性のある支援体制の構築を図るための中核的な役割を担っています。

また、小学校、中学校の特別支援学級や通常の学級への支援については、「特別支援学級と特別支援学校の連携による専門性向上プロジェクト」の成果を踏まえて、区市町村教育委員会の特別支援教育を推進するための計画や教員の専門性向上に関する方針・方策の下で、効果的な支援を実施していくことが求められます。

こうした観点から、今後ともセンター校とエリア内の区市町村との連携を強

化し、各エリアにおける支援を充実していきます。

イ 「エリア・ネットワーク」機能の充実

特別支援学校は、エリア内の区市町村教育委員会、幼稚園、保育所、小学校、中学校、都立高校等からの要請に基づく巡回相談や、研修会への講師派遣、乳幼児早期相談、副籍等による交流及び共同学習等、様々な形でセンター的機能の発揮に努めています。

今後は、全ての小学校、中学校への特別支援教室の導入を進めていくことから、小学校、中学校への発達障害に関する支援の必要性がますます高まっていくことが想定されます。

加えて、都立高校等に在籍する障害のある生徒への指導・支援の充実のためには、知的障害特別支援学校高等部就業技術科・職能開発科における主に知的障害が軽度の生徒への職業教育や進路指導等の専門的な知識・経験等、特別支援学校が有するノウハウを活用した積極的な支援が求められます。

これらの課題を踏まえて、特別支援学校のセンター的機能の発揮により、「エリア・ネットワーク」の機能の更なる充実を図るため、各特別支援学校において、特別支援教育コーディネーターを中心として、適切に巡回相談等を行うための体制の構築を進めていきます。

また、都内には、私立特別支援学校が4校（聴覚障害特別支援学校2校、知的障害特別支援学校2校）設置され、それぞれの建学の精神に則った学校教育が行われています。都における特別支援教育の充実を図るため、私立特別支援学校との交流や連携を今後も継続して実施していきます。

ウ 視覚障害や聴覚障害のある乳幼児や児童・生徒への早期からの支援

【関連：第2章-1-(1)-⑥ (p96)】

視覚障害や聴覚障害のある乳幼児に対し、それぞれの障害に応じた教育的支援や、保有する視力・聴力を最大限に活用していく能力を育てるための支援を早期から実施していくことは、その後の能力の伸長及び社会性の獲得に大きな影響を与えます。

都内には、視覚障害や聴覚障害のある乳幼児に対して十分な支援を行うことができる療育機関が少ないことから、幼稚部を設置する視覚障害特別支援学校及び聴覚障害特別支援学校が、地域における早期教育相談の拠点として、医療機関等との連携の下、乳幼児の保護者からの相談に応じ、障害に関する知識や情報の提供、視力・聴力検査、カウンセリング等の心理的援助等の様々な支援を行っています。

今後も、特別支援学校の地域における早期教育相談の拠点としての機能充実に図り、保護者のニーズに即した支援を実施していきます。

また、小学校、中学校に設置された難聴通級指導学級との連携や、通常の学級に在籍する視覚障害や聴覚障害のある児童・生徒の特別支援学校への通級による指導、必要に応じて実施する各学校への巡回相談などにより、小学校、中学校に在籍する視覚障害や聴覚障害のある児童・生徒への支援を継続して実施していきます。

エ 都立高校等における障害のある生徒への適切な支援の実施

【関連：第2章-2-(1)-② (p106)】

都立高校等に在籍する障害のある生徒が、障害のない生徒と同様の教育を受けられるようにするためには、それぞれの障害特性に応じて、必要とされる合理的配慮を適切に提供していくことが求められます。

都立高校等では、入学者選抜、授業全般、定期考査、登下校及び災害時の対応等の様々な場面で、生徒や保護者等の申出に応じた合理的配慮に基づく対応が必要となります。

このため、「エリア・ネットワーク」の各エリアにおいて、各都立高校等に在籍する生徒の障害特性に応じた適切な対応等について、各障害教育部門の特別支援学校が助言を行うなどして、都立高校等への支援を実施します。

また、特別支援学校が行う学校介護職員への研修等に、都立高校等の教職員も参加できるようにするなどして、都立高校等の教職員の専門性を高めるための支援を併せて行っていきます。

② 区市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事及び特別支援学級設置校管理職の専門性向上への支援【再掲：第4章-1-(2)-⑥ (p153)】

③ 合理的配慮の適切な提供に向けた支援

ア 合理的配慮の提供事例の収集及び提供

全ての学びの場で、障害のある幼児・児童・生徒の能力等を最大限に伸ばしていくためには、幼児・児童・生徒及び保護者等の申出に応じて、合理的配慮の提供を適切に行っていくことが必要です。

このため、都教育委員会は、平成28年4月の障害者差別解消法施行に当たり、日々の学校生活の中で配慮すべき事項や具体例等を提示した「障害者差別解消法ハンドブック《都立学校版》」を発行し、各学校で適切な対応が行われるよう徹底を図っています。

今後、学校現場における実際の合理的配慮の提供事例を収集・蓄積した上で、同ハンドブックの掲載事例を定期的に追加・更新するなどして、学校間で広く情報共有していきます。あわせて、区市町村教育委員会にも逐次情報提供を行

うことで、小学校、中学校における合理的配慮の提供が適切に行われるよう支援します。

また、東京都特別支援教育推進室における就学相談事例や、各区市町村教育委員会からの問合せに応じて合理的配慮の提供に関する保護者等との調整を図った事例等についても蓄積し、区市町村教育委員会の就学相談担当者講習会等を活用して周知を図っていきます。

イ 小学校、中学校における合理的配慮の適切な提供のための環境整備

小学校、中学校において、合理的配慮を適切に提供していくためには、そのための環境整備を進めていくことが必要です。

このため、各区市町村教育委員会が早期支援コーディネーター、合理的配慮協力員、医療的ケアを実施するための看護師等の配置による環境整備を進められるよう、都教育委員会は、文部科学省の教育支援体制整備事業費補助金（インクルーシブ教育システム推進事業）の活用を促していきます。

また、区市町村教育委員会において、専門家等で構成する協議会を開催したり、教員等を対象とした研修を実施するための必要経費についても、同補助金による補助対象となることから、区市町村単位での特別支援教育の充実のため、積極的な活用を促します。

④ 発達障害教育に関する総合支援体制の充実

都教育委員会が平成 27 年度に行った実態調査によると、幼稚園・保育所等の就学前機関には約 5.1%の発達障害の可能性があると考えられる幼児が在籍しています。

発達障害は、早期に発見し、継続的に適切な指導・支援を行うことで、円滑な就学や社会適応につながりやすくなることから、保護者の理解を得やすい早期発見の仕組みや、就学前から学校卒業後までの各段階で指導・支援の情報が円滑に引き継がれ、継続した指導・支援を受けられる仕組みづくりが求められます。

都教育委員会は、幼稚園や保育所等における指導・保育の様子等を小学校に引き継ぐ「就学支援シート」や、学校間や学年間における指導・支援の情報を引き継ぐ「学校生活支援シート」、学齢期と社会（進学、就労先）をつなぐ「個別移行支援計画」の活用を通し、児童・生徒一人一人に対する一貫性のある継続した指導・支援の充実にこれまで取り組んできました。

今後も、教育のみならず保健・医療・福祉・労働等の様々な関係機関と相互に連携を図りながら、乳幼児期から学校卒業まで一貫性のある継続した指導・支援を推進する必要があります。

そこで、乳幼児期から学齢期までをつなぐ早期支援の実現のため実施したモデ

ル事業^{※55}の成果等を各区市町村に周知し、幼稚園・保育所等と小学校との連携体制を推進するとともに、幼稚園・保育所等が作成する「就学支援シート」等の活用を一層推進します。

また、「就学支援シート」、「学校生活支援シート」及び「個別移行支援計画」に基づく学校間や関係機関との連携を一層強化するため、これまでの研究成果に基づき「学校生活支援シートに基づく連携ガイドライン」を作成し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫性のある継続した指導・支援を充実します。

さらに、発達障害のある児童・生徒への支援の充実を図るため、教育と保健・医療・福祉・労働の関係機関が協議する場を設け、発達障害に係る相互連携を充実していきます。

これらの取組を円滑に進めていくためには、発達障害のある児童・生徒やその保護者をはじめ、広く都民の理解を進めていくことが必要であることから、発達障害に対する理解の促進と、都教育委員会における発達障害教育に係る施策の推進のため、小学校、中学校及び高校に在籍する児童・生徒や保護者をはじめ、広く都民に対し、発達障害教育に関する説明会を実施します。

あわせて、就学を控えた5歳児の保護者を対象としたリーフレットを作成・配布し、適切な就学と必要な指導・支援につなげるための理解促進に努めていきます。

⑤ 発達障害教育に関する教員等への支援の充実

東京都教育相談センターでは、都立学校や区市町村教育委員会等からの要請に応じて、心理職や指導主事等を各学校に派遣し、教職員等の教育相談に関わる資質の向上や、学校内における教育相談機能の改善・充実を図っています。

要請の中には、発達障害の可能性があると考えられる児童・生徒の理解等に関する相談事例が含まれています。今後、特別支援教室の全公立小・中学校への導入や、都立高校等における継続性のある指導・支援を行う中では、各教職員が発達障害に関する理解を深めていくことが重要であるため、学校等からの要請に応じた支援を充実していきます。

また、不登校の児童・生徒の中にも、発達障害の可能性があると考えられる児童・生徒が含まれることから、不登校・中途退学対策としても、発達障害への対応を図っていくことが求められます。

そこで、都立高校等の生徒や中途退学者に対して、関係機関との連携等により個に応じた支援を図っていくため、平成28年度に都教育委員会に設置した自立支援チームと同センターの心理職が連携を図ることで、継続的な心理的サポートを行います。自立支援チームの支援対象者等が中途退学し、進学を希望する場合

には、同センターの青少年リスタートプレイス事業につなげることで、進学のための支援を行います。また、小学校、中学校の児童・生徒の不登校対策に資するため、区市町村の教育相談担当者との連絡会等において、発達障害に関する情報提供を充実していきます。

- ⑥ 東京都教職員研修センターによる教員の授業づくり等の支援
【再掲：第4章-1-(2)-⑦ (p154)】

(3) 特別支援教育に関する就学相談及び教育相談等の機能の充実

具体的な取組

① 就学相談の機能充実

ア 専門家チームの設置

平成 25 年 9 月の学校教育法施行令の一部改正により、同施行令第 22 条の 3 に規定する程度の障害のある幼児・児童・生徒は原則特別支援学校に就学する仕組みが改められ、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人及び保護者の意見、学校や地域の状況等を踏まえて、総合的な観点から就学先を決定する仕組みへ改正されました。また、平成 28 年 4 月の障害者差別解消法の施行により合理的配慮の提供が法的義務とされるなど、就学相談を取り巻く状況は大きく変化しました。

就学相談を進めるに当たっては、区市町村教育委員会が本人及び保護者に対して十分な情報提供をした上で、その意見を最大限尊重しつつ、本人及び保護者、区市町村教育委員会並びに学校等が教育的ニーズと必要な支援等について合意形成を行うことが求められます。また、就学相談の段階で、保護者との合意形成を図ることは、就学後において必要な支援等を円滑に進めていくためにも重要な要素となります。

こうした中、障害のある幼児・児童・生徒や様々な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒の増加に伴い、区市町村における就学相談件数は年々増加し、また、相談内容も多様化・複雑化しています。その結果、区市町村教育委員会が設置する就学支援委員会において、当初の就学先の決定が保護者の意見と一致していない事例は全体の約 1 割となり（平成 27 年度の区市町村における就学相談受付総件数 7,928 件のうち 753 件（9.5%））、相談が長期にわたる場合もあります。区市町村教育委員会が保護者との合意形成の下で、障害のある幼児・児童・生徒がその能力を最大限に伸ばせる就学先を決定するためには、医療の進歩や最新の法改正等、様々に変化する状況に対応できる専門的な視点を持ちながら、円滑に就学相談を進めることが重要となります。区市町村教育委員会によっては、こうした専門的な知見に基づく助言を受けるための体制整備が十分整っていないところもあります。

このような状況から、区市町村教育委員会の就学相談を補完するため、要請に応じて、都教育委員会として、専門的な知見に基づく助言を行うことができる体制を整備し、区市町村教育委員会における就学相談の過程で、区市町村教育委員会が保護者との合意形成を円滑に図れるよう支援していきます。

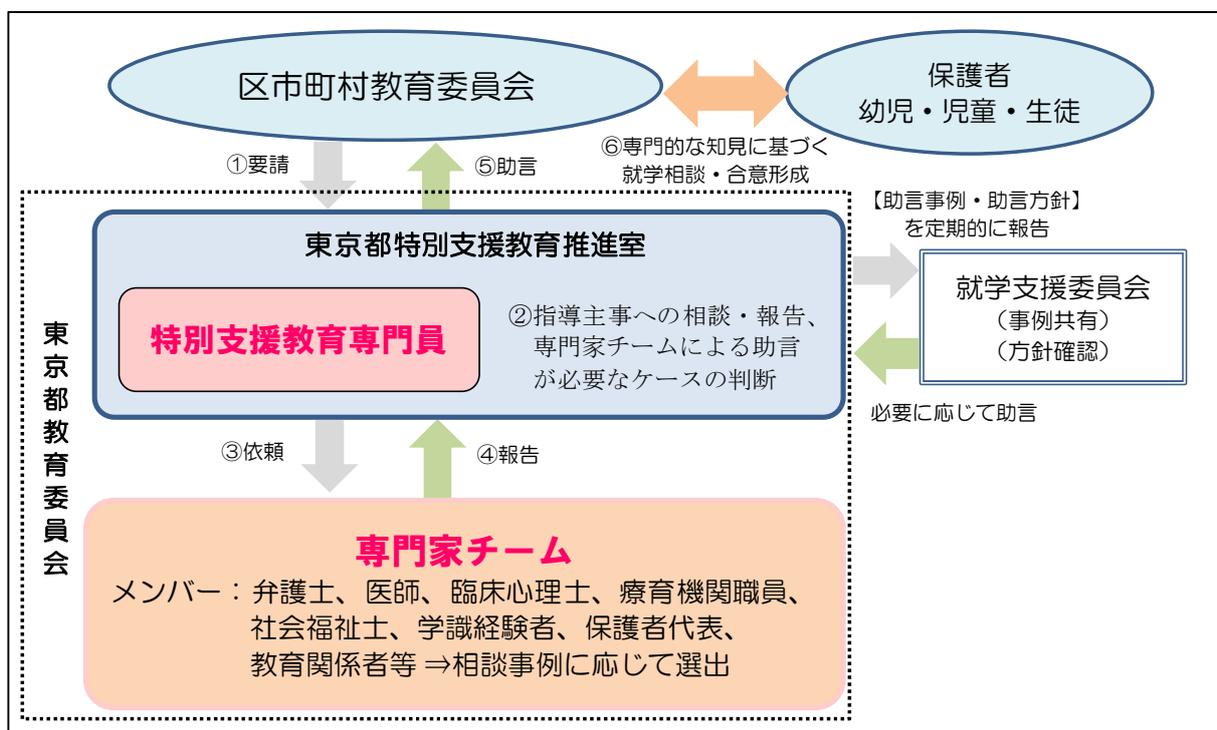
具体的には、東京都特別支援教育推進室の機能を拡充し、区市町村教育委員

会からの相談総合窓口として、特別支援教育専門員^{※56}を配置するとともに、弁護士、医師、臨床心理士、療育機関職員、社会福祉士、学識経験者、保護者代表、教育関係者等をメンバーとした専門家チームを新たに設置します。

特別支援教育専門員は、区市町村教育委員会からの相談内容に応じて、指導主事への相談・報告を経て、専門家チームによる専門的な知見に基づく助言が必要な事例を判断します。これに基づき、専門家チームは、当事者との面談や幼児・児童・生徒の行動観察等の結果などを踏まえて、専門的かつ多角的な視点から東京都特別支援教育推進室に対して意見を集約して報告を行います。東京都特別支援教育推進室は、専門家チームの報告を踏まえて、区市町村教育委員会に助言を行います。

また、区市町村教育委員会から助言を求められ、特別支援教育専門員及び専門家チームが対応した事例については、東京都特別支援教育就学支援委員会^{※57}に定期的に報告し、同委員会において区市町村教育委員会への助言方針等を確認することで、東京都全体の就学相談機能の更なる質の向上を図ります。

■ 専門家チームの設置による支援の流れ



イ 就学相談担当者講習会の充実

就学相談の件数が増加し、相談内容が複雑化・多様化している状況にあって、区市町村教育委員会の就学相談に関する専門性の向上を図ることは、円滑に就学相談を進め、保護者との合意形成を図っていくために重要です。また、就学後においても、児童・生徒の障害の状態等の変化を踏まえ、最も本人の能力を伸長することができるよう、教育相談の充実に努めることが求められます。

このため、東京都特別支援教育推進室が実施している区市町村教育委員会向けの就学相談担当者講習会の開催回数を増やすとともに、具体的な事例に即した就学相談の対応事例検討会及び情報交換会を新たに開催するなどして、区市町村教育委員会の就学相談担当者の専門性向上のための支援を充実していきます。

ウ 東京都特別支援教育推進室による様々な支援の充実

東京都特別支援教育推進室では、上記講習会を実施するほか、幼児・児童・生徒一人一人の適切な就学を図るため、就学相談の基本的事項や流れ等を説明した「就学相談の手引」や、特別支援教育の最新の動向や都の事業等を周知するための「特別支援教育通信」の発行、発達検査器具や指導資料、専門図書、DVD等の閲覧・貸出、区市町村における早期支援体制構築への支援といった、区市町村教育委員会の就学相談及び教育相談等に資するための様々な支援を実施しています。

今後も、こうした取組を継続するとともに、ホームページの掲載情報を更に充実させるなどして、区市町村における就学相談及び教育相談等の体制整備に向けた支援を積極的に行っていきます。

エ 特別支援学校の教育相談機能の充実

東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画において、特別支援学校3校をモデル校に指定し、特別支援学校と区市町村教育委員会との連携を密にした就学相談の在り方を検証しました。

この取組においては、特別支援学校の教育相談機能を充実させ、就学期の幼児の保護者に対する十分な情報提供を行うため、特別支援学校に在籍する幼児・児童・生徒の保護者が参画し、保護者同士が話のできる場を設定するなどして、保護者のニーズに応える情報提供の充実に図りました。また、区市町村教育委員会の就学相談担当者と特別支援学校の教員が合同で、幼児が在籍する就学前機関での行動観察を実施したところ、幼児の実態把握に関する情報共有や就学前機関との連携促進等の成果がありました。

これらの成果を踏まえて、全ての特別支援学校が適切な就学を推進する役割を担い、保護者と連携した教育相談体制の整備や、区市町村教育委員会の就学

相談の支援を図っていきます。

また、就学相談における区市町村教育委員会と特別支援学校の役割を明確にするため、就学相談の流れや就学相談と教育相談^{※58}の違い等について、就学相談担当者講習会を活用するなどして、関係職員の理解を図ります。

② 東京都教育相談センターにおける相談の充実

ア 発達障害教育に関する相談機能等の充実

東京都教育相談センターでは、幼児・児童・生徒の不安や悩みの軽減・解消等を図るための電話相談や来所相談事業を実施しています。

相談内容には、幼児・児童・生徒及び保護者からの発達障害に関する相談も含まれていることから、発達障害の可能性があると考えられる幼児・児童・生徒や保護者、教職員等からの教育分野の相談窓口として、相談内容に応じた適切な助言や関係機関の紹介により必要な支援につなぐ役割を担うとともに、学校等との連携により、発達障害に起因する集団への不応適や学業不振等の改善に向けた対応について、積極的な情報発信を行います。

イ 青少年リスタートプレイス事業

東京都教育相談センターでは、高校中途退学者や中学校で不登校となっている生徒及びその保護者を支援するため、青少年リスタートプレイス事業を実施しています。

本事業への参加者の中には、発達障害の可能性があると考えられる生徒も含まれることから、学校復帰、社会参加等に向け、心理職による相談や、本人のコミュニケーション能力や進路意識等を高めるための支援を行っています。

また、保護者のニーズに対応して、土曜日に個別相談を開催するなどの改善を図ってきました。

今後も、本事業を継続して実施するとともに、都立高校等における不登校・中途退学対策の一環として平成 28 年度に都教育委員会に設置した自立支援チームの支援対象者等が、中途退学し、進学を希望する場合に本事業に接続させるなど、組織的な支援を充実していきます。

年次計画

学校や区市町村に対する総合的な支援体制の充実

項 目		年 次 計 画			
取組分野	個別事業	29年度	30年度	31年度	32年度
(1) 特別支援教育の充実に向けた学校経営力の向上	①「チーム学校」の整備				→
	②特別支援学校における学校経営診断の実施による学校経営支援		適正かつ効果的な学校経営診断の実施		→ ・全校実施完了
	③東京都学校経営支援センターによる特別支援学校・都立高校等への支援の充実				→
	④情報ネットワークを活用した事務処理システムの開発による校務運営合理化	→ 新システム開発		→ 新システムの運用(H29.10～) 情報ネットワークの連携による学校事務の一体的な処理	
(2) 特別支援教育に関する多様な支援機能の充実	①特別支援学校のセンター的機能の整備・充実				→ 区市町村との連携強化、エリア・ネットワークの機能充実等によるセンター的機能の発揮
	②区市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事及び特別支援学級設置校管理職の専門性向上への支援				→ 連絡協議会、教育課程説明会等の充実による専門性の向上
	③合理的配慮の適切な提供に向けた支援				→ 提供事例の収集・ハンドブック更新等による周知 小学校・中学校の環境整備(教育支援体制整備事業費補助金)

項 目		年 次 計 画			
取組分野	個別事業	29年度	30年度	31年度	32年度
(2) 特別支援教育に関する多様な支援機能の充実	④ 発達障害教育に関する総合支援体制の充実	→ 学校生活支援シートの活用等による継続性のある指導・支援の充実、リーフレット作成、配布等を通じた理解促進			
	⑤ 発達障害教育に関する教員等への支援の充実	→ 学校への心理職、指導主事等の派遣、自立支援チームとの連携			
	⑥ 東京都教職員研修センターによる教員の授業づくり等の支援	→ 特別支援教育に関する教員からの相談対応、所蔵資料等の充実			
(3) 特別支援教育に関する就学相談及び教育相談等の機能の充実	① 就学相談の機能充実	→ 特別支援教育専門員、専門家チーム設置による区市町村教育委員会への助言・支援 就学相談担当者講習会等の充実による専門性向上への支援			
	② 東京都教育相談センターにおける相談の充実	→ 発達障害教育に関する相談機能等の充実、青少年リスタートプレイス事業の充実			

3 関係機関等との連携強化及び特別支援教育の理解促進

これまでの取組

- 「エリア・ネットワーク」の構築を進め、乳幼児期から学校卒業後に至るまで、教育、保健、医療、福祉、労働等が連携した一貫性のある支援体制を整備
- 障害のある生徒の職業的な自立を支援するため、教育、福祉、労働が連携し、企業開拓のための取組を実施
- 特別支援学校の授業公開や東京都学校経営支援センターによる行事等により、広く一般都民を対象として特別支援教育の理解を促進するための取組を実施

施策の考え方

- 障害のある幼児・児童・生徒の成長・発達に応じて、一貫性のある支援を提供するためには、多様な機関の連携を強化し、ライフステージに即した支援体制を構築することが必要
- 障害のある幼児・児童・生徒を社会全体で見守り、育んでいくためには、特別支援教育を通じて、共生社会への理解を促進することが必要

今後の施策の展開

- (1) 一貫した指導・支援の充実に向けた関係機関等との連携強化
就労支援（企業開拓）チームの編成・充実、学校と地域のつながりの強化 等
- (2) 共生社会の実現に向けた特別支援教育の理解促進
授業公開や公開講座の実施を通じた理解促進、都民の理解の促進 等

(1) 一貫した指導・支援の充実に向けた関係機関等との連携強化

具体的な取組

① 就労支援（企業開拓）チームの編制・充実

都教育委員会では、知的障害が軽度から中度の生徒を対象とした特別支援学校高等部就業技術科・職能開発科を設置し、企業就労率 100%を目標として職業教育を充実しています。

生徒の就労支援のため、都内6ブロックごとに、企業経営経験者等であって障害者雇用の見識の高い人材を就労支援アドバイザー（5名）に委嘱し、特別支援学校の進路指導担当教員（2名）及び東京都特別支援教育推進室の東京都就労支援員（1名）を加えた就労支援（企業開拓）チームを編成し、生徒の実習受入企業の拡大を進めるなど、生徒の就職先となる企業の開拓を行うとともに、就労支援の方法等を協議しています。

今後は、それぞれの地域で就業技術科・職能開発科が中心となり、普通科との連携をより充実させる形で新たなブロック体制を構築し、知的障害特別支援学校生徒の自立と社会参加に向けて、より効果的な就労支援を展開するとともに、企業に就職した卒業生の状況等を調査・分析するなどして、職場への定着に向けた支援を併せて行っていきます。

② 企業向けセミナー等の開催

特別支援学校高等部生徒の企業就労の拡大とインターンシップの活用を促進するためには、企業の障害者雇用に関するニーズに応える提案を積極的に行っていくことが必要であることから、都教育委員会、福祉保健局及び産業労働局は、相互に連携しつつ、様々な形で企業向けセミナーを毎年度開催しています。

都教育委員会が開催する同セミナーでは、障害者雇用施策に関する情報提供やインターンシップの具体的な事例等の紹介を行っており、毎年、多くの企業が参加し、採用担当者等の特別支援学校生徒に関する理解を促進するための有益な機会となっています。

平成 28 年度から、就労支援（企業開拓）チームのブロックごとに、特別支援学校を会場として、学校で生徒の姿を企業関係者が参観する方法に変更しており、今後も地域に密着した形で企業向けセミナーの開催を継続します。

また、都と東京労働局が開催する中小企業のための障害者雇用支援フェアに、特別支援学校の生徒によるビルクリーニングやカフェサービス等の実演コーナーを設けるなど、様々なイベントに積極的に参加し、生徒の企業就労の機会の拡大に努めていきます。

③ 民間の活用による企業開拓

就労支援（企業開拓）チームの編制・充実に加えて、民間企業を活用して、産業現場等における実習先の開拓及び確保を行っており、新規に開拓した企業については、就労支援（企業開拓）チームが調整を図り、特別支援学校高等部生徒の実習先として紹介を行っています。

今後も、新たに設置する職能開発科を含めた特別支援学校高等部生徒の就労実現に向けて、より多くの実習先の開拓及び確保に努めていきます。

④ 学校と地域とのつながりの強化

ア 特別支援学校と地域との関係強化

全ての都立学校では、学校運営連絡協議会を設置して、学校の実情に応じて、地域の人々、保護者、有識者、地域の学校及び関係機関の職員等に協議会委員を委嘱し、魅力ある学校づくりのため、学校運営に関する様々な意見を頂いています。

共生社会の実現に向けては、特別支援学校が中心となって、障害のある幼児・児童・生徒と地域の人々との交流を一層深めていくことが必要です。

今後は、特別支援学校の幼児・児童・生徒、教職員及び地域の人々が、顔と顔が分かる関係になり、相互に支援し合っていくための関係づくりを推進していきます。具体的には、障害者スポーツを介した地域との交流活動、学校行事等における協力、大規模災害を想定した防災訓練の実施等、様々な機会を生かして、地域の人々との協力関係の構築に取り組んでいきます。

イ 特別支援学校における放課後子供教室の設置に向けた支援

都教育委員会では、障害のある児童・生徒の放課後等における安全・安心な居場所づくりと心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、特別支援学校における放課後子供教室事業を実施しています。

具体的には、運営主体である保護者等を中心とした団体及び特別支援学校と協働し、地域の住民や退職教員、NPOや企業等の協力を得て、放課後や土日、長期休業中における様々な体験・交流活動を推進しています。

こうした取組の結果、児童・生徒が地域の人々と交流したり、自立と社会参加に向けた体験活動に参加するなど、特別支援教育の推進にとって大きな効果が得られるとともに、広く地域社会へ特別支援教育への理解促進を図る機会ともなっています。

都教育委員会は、活動充実のために、団体への運営についての指導・助言を行うほか、事業見学会や情報交換会等を開催しています。

今後も、特別支援学校の児童・生徒の放課後等における豊かな体験・交流活動の場の確保のための支援を行っていきます。

(2) 共生社会の実現に向けた特別支援教育の理解促進

具体的な取組

① 特別支援学校の授業公開や公開講座の実施を通じた理解促進

ア 特別支援学校における積極的な授業公開

保護者や都民に対し、特別支援教育や特別支援学校の教育活動に関する理解促進を図り、開かれた学校づくりを推進するため、各学校の授業公開日を教育課程に位置付けた上で、積極的な授業公開を行っています。

実際の教育現場を見ることは、特別支援教育を理解するために最も効果的であることから、より多くの人々に参加してもらえるよう、都教育委員会や各学校のホームページ及びツイッターに授業公開日程を掲載するなど、様々な形で情報発信を行っていきます。

また、聴覚障害特別支援学校や知的障害特別支援学校では、生徒が授業で製造したお菓子や製品等の販売を行っており、こうした取組によっても、地域との交流を図っていきます。

イ 特別支援学校における公開講座の実施

特別支援学校では、障害のある人々が豊かな地域生活を営み社会参加を実現するための「障害者本人講座」、障害のある人々の地域活動を支援する人材を育成するための「ボランティア養成講座」を実施することで、学校が持つ教育機能を地域に向けて提供しています。

引き続き、全ての特別支援学校で「障害者本人講座」や「ボランティア養成講座」を実施するとともに、都教育委員会ホームページ等を活用した広報により、より多くの人々の受講につなげていきます。

② 特別支援学校と地域の小学校、中学校、高校等との学校間交流の充実

共生社会の実現に向けては、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の交流の機会を増やし、互いを思いやる心を育んでいくことが重要です。

これまで、副籍制度の充実によって、特別支援学校の児童・生徒が地域の小学校、中学校の児童・生徒と交流する機会の創出に努めてきました。

今後は、副籍制度を通じた交流に留まらず、芸術やスポーツ等を通じた取組等、様々な機会を活用して、地域の小学校、中学校及び高校等との双方向による学校間交流を進め、児童・生徒の交流活動をより一層活発化していきます。

③ スポーツ・芸術を通じた交流活動の推進

ア 障害者スポーツの振興に向けた施設設備の充実

【関連：第1章-3-(1)-② (p81), 再掲：第3章-3-(1)-⑤ (p133)】

イ 障害者スポーツの競技機会の拡充

【再掲：第3章-3-(1)-④ (p133)】

ウ 特別支援教育の理解促進に向けた障害者スポーツを通じた交流の推進

【再掲：第3章-3-(1)-⑥ (p134)】

④ 都民の理解の促進

ア 特別支援教育の理解促進に向けた取組の充実

都教育委員会では、これまで、東京都学校経営支援センターを中心として、都内3地域において都民を対象とした特別支援教育の理解促進に向けた行事を実施してきました。

この行事では、都立学校等を会場として、幼児・児童・生徒の教育活動の紹介や幼児・児童・生徒による作品等の展示、幼稚園、小学校、中学校、高校等と合同の研究発表、特別支援学校等における作業学習や職業教育等における成果物の販売、障害者スポーツ体験コーナーの設置等、特別支援教育を理解するための様々な内容を広く都民へ紹介しています。

これまでの取組により、この行事の参加者数は年々増加していますが、参加者の内訳を見ると学校関係者や保護者の参加が多くなっています。社会全体に特別支援教育の理解を浸透していくためには、今後、都民の参加を更に促進していくことが必要です。

このため、特別支援学校の生徒と高校の生徒が、ボッチャ等の障害者スポーツの模範試合を実施するなど、障害のある人とない人が共に行うことができる取組を取り入れて内容の更なる充実を図るとともに、学校以外にも、都民が集まりやすい場所を選んで同様の行事を開催するなどの効果的な工夫を図っていきます。

イ 特別支援教育の理解促進のためのリーフレットの作成・配布

特別支援教育の理解を促進するため、都教育委員会における特別支援教育の充実に向けた取組の成果等について、毎年度、テーマを設定してリーフレットを作成し、都内公立学校等に配布するとともに、都教育委員会ホームページに掲載して、広く情報発信していきます。

ウ 「東京都教育の日」を生かした理解の促進

都教育委員会では、毎年11月の第1土曜日を「東京都教育の日」として、都民の教育への関心を高め、次代を担う幼児・児童・生徒の教育に関する取組

を都民全体で推進し、都における教育の充実と発展を図っています。

特別支援学校では、引き続き、「東京都教育の日」の趣旨を踏まえ、学校公開や文化祭の開催等により、保護者や地域の人々の特別支援教育への理解を促進するための取組を積極的に実施していきます。

エ 都教育委員会ホームページ等における特別支援教育に関する情報発信

都教育委員会ホームページにおいて特別支援教育に関する情報を適時・適切に発信していくとともに、都教育委員会ツイッターを活用した理解促進に向けた行事の広報等を行っていきます。また、障害のある幼児・児童・生徒の芸術作品を多くの都民に見ていただき、障害者アートへの理解促進を図るため、こうした作品のホームページ上への掲載等を検討します。

オ 東京都特別支援教育推進室の情報提供機能の充実

東京都特別支援教育推進室では、特別支援教育関係資料を収集しており、障害のある幼児・児童・生徒の理解に役立つ書籍やDVD等を豊富に所蔵しています。

また、専用ホームページを設け、特別支援学校への入学相談や入学者選考に関する説明会等の都民向けの説明会の周知等に活用しています。

今後は、特別支援教育関係資料の貸出サービスについて、都民に広く利用を呼び掛けるとともに、国、都及び区市町村等における特別支援教育に関する最新の取組等の情報を、専用ホームページから一元的に得られるようにするなどして、利便性を高めていきます。

年次計画

関係機関等との連携強化及び特別支援教育の理解促進

項 目		年 次 計 画			
取組分野	個別事業	29年度	30年度	31年度	32年度
(1) 一貫した指導・支援の充実に向けた関係機関等との連携強化	① 就労支援(企業開拓)チームの編制・充実	就労支援チームによる就労支援・定着に向けた支援 就業技術科・職能開発科を中心とした新たなブロック体制による支援、普通科への支援の充実			
	② 企業向けセミナー等の開催	特別支援学校高等部生徒の雇用拡大、インターンシップ活用促進を図るための企業向けセミナーの開催 他団体等が主催するイベントへの特別支援学校生徒の参加			
	③ 民間の活用による企業開拓	職能開発科の設置を見据えた生徒の実習先の開拓・確保			
	④ 学校と地域とのつながりの強化	◆特別支援学校と地域との関係強化 障害者スポーツを介した地域交流、学校行事等における協力、防災訓練の実施等の機会を生かした地域との協力関係の構築			
(2) 共生社会の実現に向けた特別支援教育の理解促進	① 特別支援学校の授業公開や公開講座の実施を通じた理解促進	都立特別支援学校における積極的な授業公開の実施 都立特別支援学校における「障害者本人講座」、「ボランティア養成講座」の実施			
	② 特別支援学校と地域の小学校、中学校、高校等との学校間交流の充実	副籍制度を通じた交流や芸術、スポーツ等を通じた取組など、様々な機会を活用した学校間交流の充実			
	③ スポーツ・芸術を通じた交流活動の推進	◆障害者スポーツの振興に向けた施設設備の充実 事業実施校数を順次拡大 ・事業実施校 10校 ◆特別支援教育の理解促進に向けた障害者スポーツを通じた交流の推進 障害者スポーツ体験コーナーの設置、特別支援学校の生徒と高校の生徒による模範試合等の実施			
	④ 都民の理解の促進	理解促進に向けた行事の充実、リーフレット作成・配布等による特別支援教育に関する理解の促進			

※52 教育職員免許法認定講習

特別支援学校教諭二種免許状を取得するために必要な単位の修得と教員の資質向上を目的として、都教育委員会が文部科学大臣の認定を受けて開設する講習

※53 採用前実践的指導力養成講座

東京都公立学校教員採用候補者を対象として、学習指導や学級経営、特別支援教育、保護者との信頼関係づくり等について講義や体験活動を通して学び、採用前に実践的な指導力を身に付けることを目的に実施している講座

※54 教育職員免許法認定通信教育

一定の教員免許状を有する現職教員が上位の免許状や他の種類の免許状を取得しようとする場合に、大学の教職課程によらずに必要な単位を修得するために、大学等が文部科学大臣の認定を受けて開設している通信教育

※55 早期支援の実現のため実施したモデル事業

モデル地区において、教育的支援を行うコーディネーターの配置や、福祉等との連携体制の整備、就学前機関と小学校の教員等の連携により、幼児期から教育的支援を行い、就学後の適切な指導・支援につなげていく事業

※56 特別支援教育専門員

区市町村教育委員会の就学相談を補完するため、総合相談窓口として東京都特別支援教育推進室に配置する職員。専門家チームとの調整や東京都特別支援教育就学支援委員会への助言事例の報告等の業務を行う。

※57 東京都特別支援教育就学支援委員会

障害のある児童・生徒に対して適切な教育を保障することを目的として設置した委員会であり、学識経験者、医師、教育職員、福祉関係職員及び障害者団体代表者で構成する。都における就学相談（義務教育）、区市町村教育委員会が行う就学相談への支援・連携・協力等に関する事項について調査・審議を行う。

※58 就学相談と教育相談

就学相談は、障害のある幼児・児童・生徒が、その障害の状態や程度に応じた最も適切な就学先を決定していくために、教育委員会と保護者が行う相談のことであり、義務教育段階の相談の実施主体は区市町村教育委員会である。一方、教育相談は、幼児・児童・生徒の発達の程度や障害の状態に応じて、必要な支援・援助を得るためなどに行うことも含め、様々な教育上の問題に対して、その望ましい在り方に関する相談活動のことをいう。

特別支援学校は、就学相談が円滑に進むよう、特別支援学校の持つ専門性を生かし、保護者に対して就学に関することや教育内容等についての情報提供を行うなど、早期からの教育相談機能の発揮に努めている。